

議案第 86 号

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 28 年 8 月 24 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市道路占用料条例の改正を受けて市の法定外公共物の使用料の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		単位	使用料 (単位：円)
第1種電柱		1本1年につき	1,000
第2種電柱			1,600
第3種電柱			2,200
第1種電話柱			940
第2種電話柱			1,500
第3種電話柱			2,100
その他の柱類			94
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル 1年につき	9
地下に設ける電線 その他の線類			6
地下埋設管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	39
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		56
	外径が0.		84

1メートル以上0.15メートル未満のもの	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	110
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	170
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	220
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	390
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	560

	外径が1メートル以上のもの		1, 100
工事用施設及び工事用材料	使用面積1平方メートル1月につき		250
その他の目的による使用	使用面積1平方メートル1月につき		190

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日前に第4条の規定により許可を受けた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該法定外公共物を使用する場合の当該使用物件に係る平成29年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合につき、当該使用物件に係る平成28年度の使用料の額（当該使用物件に係る平成29年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る平成28年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る平成29年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る平成28年度の使用の期間として改正前の北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額）に平成28年4月1日から平成29年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）とする。
- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律

- 第86号) 第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定により算出した当該使用物件に係る平成29年度以後の各年度の使用料の額(以下「新使用料額」という。)を当該使用者の事業所ごとに合計した額が調整使用料額を当該使用者の事業所ごとに合計した額を超える場合
- (2) その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合